

【IV 平成23年主要製品 生産、出荷、在庫実績】

(生産動態統計調査)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

経済産業省生産動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第10号)によって実施される基幹統計調査である。

(3) 調査の範囲

別に定められた工業品(以下「生産品目」という)を生産(加工を含む)する者であって、生産品目に定める範囲に属する事業所である。

〈機械〉

第1表 機械

従業者 50名以上の事業所及び経済産業大臣が指定するもの
ただし、次の品目はそれぞれの基準による。
従業者 30名以上
印刷・製版・製本及び紙工機械、農業用機械器具及び木材加工機械、金属加工機械及び鋳造装置、食料品加工機械、包装機械及び荷造機械、ミシン及び繊維機械(ミシン部門)、機械工具、自転車及び車いす(車いす部門)、産業車両
従業者 20名以上
金型
従業者 10名以上
自転車及び車いす(完成自転車部門)
すべての事業所を対象とするもの
航空機、武器

〈鉄鋼・非鉄金属・金属製品〉

第2表 鉄鋼・非鉄金属・金属製品

すべての事業所
ただし、次の品目はそれぞれの基準による。

従業者 50名以上

鉄構物、ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器

従業者 30名以上

架線金物、ばね、弁及び管継手、空気動工具、のこ刃及び機械刃物、粉末や金製品(超硬チップを除く)、可鍛鋳鉄及び精密鋳造品、ダイカスト

従業者 20名以上

作業工具、鍛工品、銑鉄鋳物、アルミニウム鋳物

従業者 10名以上

銅・銅合金鋳物

〈窯業・土石製品〉

第3表 陶磁器製品

従業者 5名以上のもの
ただし、次の品目は除く。

第4表 耐火れんが

全部

第5表 不定形耐火物

全部

第6表 セメント製品

従業者 20名以上のもの

〈プラスチック製品〉

第7表 プラスチック製品

従業者 40名以上の事業所

〈繊維製品〉

第8表 紡績糸

従業者 20名以上のもの又は精紡機800錘以上を有するもの

第9表 織物

従業者 10名以上のもの及び経済産業大臣の指定するもの

第10表 不織布

従業者 20名以上のもの及び経済産業大臣の指定するもの

第11表 染色整理

主たる工程を動力による機械設備によって行い、従業者 20名以上のもの

第12表 織物製外衣
従業者30名以上のもの及び経済産業大臣の指定するもの

(4) 調査の組織

経済産業省—県—調査員—事業所
[]

(5) 調査の方法

事業所の管理責任者を報告義務者とし
調査員調査、郵送調査、オンライン調査に
より行う。

(6) 調査事項

生産高
出荷高
販売額
在庫高
原材料
従業者数
機械及び設備

(7) 用語の解説

ア 製 品

(ア) 生 産

調査期間中に自工場で実際に生産(又
は加工)を終えた製品の数量である。し
たがって、他から委託を受けて自工場で
生産したものは含み、他に生産を委託し
たものは含まない。

(イ) 生産金額

調査期間中に自工場で実際に生産し
た製品の契約価格又は生産販売価格(積
込料、運賃、保険料及びその他の諸掛り
を除き、消費税を含む)である。

(ウ) 受 入

調査期間中に自工場又は倉庫に受入
れた数量で次のものをいう。

- a 委託先の工場から受け入れたもの
- b 購入したもの
- c 自企業内の他の工場から受け入れた
もの
- d 出荷したもののうち、返品となった
もの

(エ) 出 荷

調査期間中に自工場又は所属倉庫か
ら実際に管理をはなれた製品の数量で
ある。

(オ) 販 売

調査期間中に販売すること目的と
して出荷したもの。

(カ) 販売金額

調査期間中に出荷した製品の契約価
格又は生産者販売価格である。

(キ) 在 庫

調査期間の末日現在において、自工場
で生産した製品及び受入れ品で、当該事
業所が保管している製品の数量である。

イ 常用従業者

調査期間の末日現在において、実際に
調査品目の生産・管理及びその他の業務
に常時従事している次の者をいう。

(ア) 期間を定めず又は1ヶ月を越え
る期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は1ヶ月以内の期間を限
って雇われていた者のうち、前2ヶ月の各月において18日以上雇われ
た者

(ウ) 会社役員のうち、常時勤務して毎
月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人事業主又は家族従業者のう
ち、常時その業務に従事し、給与の
支払いを受けている者

(8) 利用上の注意

ア 表中、年計は、生産・出荷・販売につ
いては年間の合計、事業所数・在庫・保
有台数は12月末の値である。

イ この統計表は平成24年4月11日現在
で本県が把握している数値により作成し
ている。

平成23年 岐阜県鉱工業生産動態統計調査結果

=岐阜県総合企画部統計課=

【I 調査の概要】

1 調査の目的

岐阜県鉱工業指数その他鉱工業生産の動態に関する基礎資料を得ることを目的とする。

5 調査の組織

県－事業所

2 調査の根拠

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成21年岐阜県規則第38号)によって実施される県指定統計調査である。

6 調査方法

事業所の管理責任者を報告義務者とし、郵送調査により行う。

3 調査の期日

毎月の実績を、毎月末日現在で調査したものである。

7 調査事項

事業所に関する事項……事業所の名称
事業所の所在地
従業者数
生産品目に関する事項…生産高
出荷高
在庫高

4 調査の範囲

知事の指定する品目を生産する事業所のうち知事が指定する事業所とする。

8 利用上の注意

表中、年計は、生産・出荷については年間の合計、事業所数・在庫は12月末の値である。